

職種別民間給与実態調査の結果

職種別民間給与実態調査(令和7年)の概要

1 調査の内容等

(1) 調査の内容

ア 民間企業における給与改定の状況等

ウ 本年4月分の初任給の状況

イ 本年4月分として個々の従業員に支払われた給与月額等

エ 昨年8月から本年7月までの特別給の支給実績

(2) 調査期間

4月23日(水)～6月13日(金)

2 調査機関

神奈川県人事委員会、人事院、横浜市人事委員会、川崎市人事委員会、相模原市人事委員会等

3 調査範囲等

(1) 調査範囲

ア 調査対象事業所(母集団事業所)

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所 3,299事業所

イ 調査対象職種 76職種(うち初任給関係18職種)

(2) 調査対象の抽出

ア 標本事業所の抽出

(1)に記載した事業所を組織(本・支店)、規模、産業によって50グループ(うち横浜市16、川崎市11、相模原市8、その他県内地域15)にグループ化し、その中から無作為に抽出した695事業所(うち横浜市298事業所、川崎市106事業所、相模原市78事業所、その他県内地域213事業所)の調査を行いました。

調査が完了した事業所は、第8表のとおりです。

イ 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行いました。なお、役員及び臨時の従業員は全て除外しました。

(3) 調査実人員

38,293人(うち初任給関係職種2,450人)です。

(4) 集計

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元しました。

第8表 産業別、企業規模別調査事業所数

産 業	企業規模	計	3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
計	事業所 548	事業所 139	事業所 84	事業所 79	事業所 193	事業所 53	
農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業	23	4	5	3	7	4	
製 造 業	208	35	31	30	86	26	
電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業	127	37	19	20	40	11	
卸 売 業 、 小 売 業	45	12	8	8	13	4	
金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業	24	11	4	4	5	0	
教育、学習支援業、医療、福祉、サービス業	121	40	17	14	42	8	

注 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模等が調査対象外であることが判明した事業所が16所、調査不能の事業所が131所ありました。

2 調査対象事業所695所から企業規模、事業所規模等が調査対象外であることが判明した事業所16所を除いた679所に占める調査完了事業所548所の割合(調査完了率)は、80.7%です。

3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業(他に分類されないもの)」(宗教及び外国公務に分類されるものを除く。)です。

第9表

給 与 改 定 の 状 況

その1 ベース改定の状況

役職 段階	項 目		ベースアップ	ベース改定中止	ベースダウン	ベース改定の 慣行なし
	企業規模					
係 員	規 模 計 (100人以上)	68.4	%	%	%	%
	500人以上	76.6		1.9	0.1	29.5
	100人以上 500人未満	57.5		1.3	0.2	21.9
	【参考】 50人以上 100人未満			2.7	－	39.8
		65.5		4.8	－	29.7
課長級	規 模 計 (100人以上)	55.5		4.7	0.4	39.4
	500人以上	62.9		3.2	0.7	33.2
	100人以上 500人未満	45.4		6.8	－	47.8
	【参考】 50人以上 100人未満				－	
		65.5		4.8	－	29.7

注 ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計しました。

その2 定期昇給の実施状況

役職 段階	項 目		定期昇給 制度あり					定期昇給 中 止	定期昇給 制度なし
	企業規模		定期昇給 実 施	増 額	減 額	変化なし			
係 員	規 模 計 (100人以上)		% 90.6	% 90.2	% 35.5	% 5.2	% 49.5	% 0.4	% 9.4
	500人以上		93.6	93.1	34.7	4.9	53.5	0.5	6.4
	100人以上 500人未満		86.4	86.2	36.6	5.7	43.9	0.2	13.6
	【参考】 50人以上 100人未満		83.1	81.3	19.2	14.9	47.2	1.7	16.9
課長級	規 模 計 (100人以上)		78.4	77.4	28.3	3.7	45.4	1.0	21.6
	500人以上		78.8	77.2	26.5	2.9	47.8	1.5	21.2
	100人以上 500人未満		77.8	77.6	30.7	4.9	42.0	0.2	22.2
	【参考】 50人以上 100人未満		79.2	77.5	14.5	13.7	49.2	1.8	20.8

注 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計しました。

第10表

企業規模別、職種別給与額等

その1 給与比較の対象職種

1 企業規模計(100人以上)

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和7年4月分平均支給額			備 考
				きまって 支給する 給与(A)	うち時間外 手 当(B)	(A)-(B)	
		人	歳	円	円	円	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	60	53.3	834,646	343	834,303	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)
	工 場 長	27	53.3	846,897	7,052	839,845	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
	事 務 部 長	1,308	53.0	765,532	3,238	762,294	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び 部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	技 術 部 長	1,114	52.8	763,987	4,683	759,304	同 上
	事 務 部 次 長	375	51.1	666,064	6,906	659,158	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長 及び部次長級専門職 中間職(部長－課長間)
	技 術 部 次 長	303	51.6	707,970	7,689	700,281	同 上
	事 務 課 長	2,789	49.6	643,935	12,036	631,899	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び 課長級専門職
	技 術 課 長	2,631	49.4	647,236	17,355	629,881	同 上
	事 務 課 長 代 理	605	46.8	596,278	66,549	529,729	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理 及び課長代理級専門職 中間職(課長－係長間)
	技 術 課 長 代 理	493	48.6	598,881	41,705	557,176	同 上
	事 務 係 長	2,146	45.5	514,226	60,120	454,106	係の長及び係長級専門職
	技 術 係 長	2,058	46.9	555,881	77,761	478,120	同 上
	事 務 主 任	1,935	42.5	458,094	64,123	393,971	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上 に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任 と同等と認められる主任 中間職(係長－係員間)
	技 術 主 任	1,648	42.4	502,152	81,828	420,324	同 上
	事 務 係 員	7,120	38.7	390,205	46,371	343,834	
	技 術 係 員	7,155	38.3	428,150	58,106	370,044	

注 1 人事院及び都道府県市特別区人事委員会の共同調査のため、本県では調査事業所や調査実人員が少なくなる場合があります、その際、特定の事業所のデータが平均支給額に影響することがあります(第10表の各表において同じです。)

2 「中間職(部長－課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいいます(第10表の各表において同じです。)

3 「中間職(課長－係長間)」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいいます(第10表の各表において同じです。)

4 「中間職(係長－係員間)」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいいます(第10表の各表において同じです。)

2 企業規模500人以上

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和7年4月分平均支給額			備 考
				きまって 支給する 給与(A)	うち時間外 手 当 (B)	(A)-(B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)
	工 場 長	23	53.5	892,329	8,318	884,011	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
	事 務 部 長	905	52.9	764,176	2,254	761,922	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び 部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	技 術 部 長	879	52.9	780,044	2,000	778,044	同 上
	事 務 部 次 長	270	51.4	688,673	6,727	681,946	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長 及び部次長級専門職 中間職(部長－課長間)
	技 術 部 次 長	242	51.7	729,044	5,097	723,947	同 上
	事 務 課 長	1,975	49.7	643,330	13,975	629,355	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び 課長級専門職
	技 術 課 長	2,118	49.4	658,695	18,135	640,560	同 上
	事 務 課 長 代理	456	47.1	610,360	69,669	540,691	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理 及び課長代理級専門職 中間職(課長－係長間)
	技 術 課 長 代理	420	48.7	604,037	40,460	563,577	同 上
	事 務 係 長	1,623	45.4	519,616	64,837	454,779	係の長及び係長級専門職
	技 術 係 長	1,630	47.1	564,883	78,678	486,205	同 上
	事 務 主 任	1,392	42.1	476,205	68,784	407,421	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上 に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任 と同等と認められる主任 中間職(係長－係員間)
	技 術 主 任	1,146	42.1	520,603	84,277	436,326	同 上
	事 務 係 員	4,995	38.7	396,900	49,748	347,152	
	技 術 係 員	5,269	38.5	433,628	59,785	373,843	

3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和7年4月分平均支給額			備 考
				きまって 支給する 給与(A)	うち時間外 手 当 (B)	(A)-(B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)
	工 場 長	4	52.4	593,807	0	593,807	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
	事 務 部 長	403	53.2	768,932	5,707	763,225	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び 部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	技 術 部 長	235	52.2	696,261	16,000	680,261	同 上
	事 務 部 次 長	105	50.4	607,546	7,369	600,177	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長 及び部次長級専門職 中間職(部長－課長間)
	技 術 部 次 長	61	51.1	617,261	18,846	598,415	同 上
	事 務 課 長	814	49.2	645,620	6,631	638,989	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び 課長級専門職
	技 術 課 長	513	49.3	578,882	12,703	566,179	同 上
	事 務 課 長 代理	149	45.6	527,597	51,332	476,265	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理 及び課長代理級専門職 中間職(課長－係長間)
	技 術 課 長 代理	73	47.6	514,970	61,978	452,992	同 上
	事 務 係 長	523	46.1	493,414	41,908	451,506	係の長及び係長級専門職
	技 術 係 長	428	45.7	494,242	71,476	422,766	同 上
	事 務 主 任	543	43.6	406,313	50,794	355,519	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上 に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任 と同等と認められる主任 中間職(係長－係員間)
	技 術 主 任	502	43.3	453,639	75,389	378,250	同 上
	事 務 係 員	2,125	38.6	365,373	33,845	331,528	
	技 術 係 員	1,886	37.1	400,133	49,522	350,611	

4 【参考】企業規模50人以上100人未満

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和7年4月分平均支給額			備 考
				きまっ て 支 給 す る 給 与 (A)	うち時間外 手 当 (B)	(A)-(B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)
	工 場 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
	事 務 部 長	50	51.5	580,697	11,979	568,718	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び 部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	技 術 部 長	40	48.1	498,883	7,967	490,916	同 上
	事 務 部 次 長	13	49.3	513,000	504	512,496	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長 及び部次長級専門職 中間職(部長－課長間)
	技 術 部 次 長	11	50.2	546,348	122	546,226	同 上
	事 務 課 長	88	48.7	471,340	10,421	460,919	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び 課長級専門職
	技 術 課 長	99	47.2	469,577	17,201	452,376	同 上
	事 務 課 長 代理	18	48.7	484,963	27,235	457,728	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理 及び課長代理級専門職 中間職(課長－係長間)
	技 術 課 長 代理	19	44.5	521,674	86,241	435,433	同 上
	事 務 係 長	71	46.1	415,444	31,953	383,491	係の長及び係長級専門職
	技 術 係 長	51	43.9	419,430	54,987	364,443	同 上
	事 務 主 任	77	41.9	367,700	25,695	342,005	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上 に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任 と同等と認められる主任 中間職(係長－係員間)
技 術 主 任	129	42.0	389,079	44,657	344,422	同 上	
事 務 係 員	284	40.7	327,673	26,819	300,854		
技 術 係 員	485	35.3	324,874	34,238	290,636		

その2 給与比較の対象外職種
企業規模計(100人以上)

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和7年4月分平均支給額			備 考
				きま つて 支 給 す る 給 与 (A)	うち時間外 手 当 (B)	(A)-(B)	
海 事 関 係 職 種	人	歳	円	円	円		
	船 長・機 関 長	-	-	-	-	-	
	一等航海士・機関士	-	-	-	-	-	
	二等航海士・機関士	-	-	-	-	-	
	三等航海士・機関士	-	-	-	-	-	
	運 航 士	-	-	-	-	-	
	甲板長・操機長	-	-	-	-	-	
	甲板手・操機手	-	-	-	-	-	
甲板員・機関員	-	-	-	-	-		
教 育 関 係 職 種	大 学 学 長・ 副学長・学部長	28	58.6	892,159	1,071	891,088	
	大 学 教 授	162	56.9	786,845	25,996	760,849	
	大 学 准 教 授	125	49.6	646,599	25,640	620,959	
	大 学 講 師	90	47.0	570,643	15,064	555,579	
	大 学 助 教	61	40.0	566,399	70,246	496,153	
	高等学校校長	2	60.5	951,185	0	951,185	
	高等学校教頭	5	55.0	758,188	958	757,230	
	高等学校教諭	85	44.1	586,403	14,208	572,195	
研 究 関 係 職 種	研 究 所 長	16	54.8	926,618	252	926,366	構成員50人以上の所の長(取締役兼任者を除く。)
	研究部(課)長	191	52.4	758,923	715	758,208	2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長
	研究室(係)長	148	51.5	640,934	1,641	639,293	構成員3人以上の室(係)の長
	主 任 研 究 員	231	46.9	569,859	14,247	555,612	下記研究員より上位の者(研究所長の職名を有する者、上 記研究部(課)長及び研究室(係)長を除く。)
	研 究 員	449	37.4	491,876	63,564	428,312	
	研 究 補 助 員	36	34.4	358,220	30,433	327,787	
医 療 関 係 職 種	病 院 長	4	66.6	2,278,637	0	2,278,637	部下に医師又は歯科医師5人以上
	副 院 長	9	52.6	1,587,738	57,095	1,530,643	上記病院長に事故等のあるときの職務代行者
	医 科 長	2	49.5	1,750,592	199,202	1,551,390	部下に医師又は歯科医師1人以上
	医 師	59	47.5	1,288,895	75,092	1,213,803	
	歯 科 医 師	x	x	x	x	x	

注 「x」は、調査実人員が1人の場合です。

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和7年4月分平均支給額			備 考
				きまって 支給する 給与(A)	うち時間外 手 当 (B)	(A)-(B)	
医 療 関 係 職 種	薬 局 長	人 6	歳 54.8	円 528,208	円 8,193	円 520,015	部下に薬剤師2人以上
	薬 剤 師	55	43.7	385,871	25,054	360,817	
	診療放射線技師	58	36.5	363,579	21,565	342,014	
	臨床検査技師	71	36.0	325,974	22,438	303,536	
	栄 養 士	48	38.1	307,663	14,167	293,496	
	理 学 療 法 士	91	36.5	351,111	19,168	331,943	
	作 業 療 法 士	78	32.5	324,088	14,240	309,848	
	総 看 護 師 長	13	53.4	567,664	43,878	523,786	部下に看護師長5人以上
	看 護 師 長	93	50.5	435,073	28,308	406,765	部下に看護師又は准看護師5人以上
	看 護 師	313	41.4	378,632	28,250	350,382	
	准 看 護 師	66	52.1	374,269	18,432	355,837	
技 能 ・ 労 務 関 係 職 種	電 話 交 換 手	x	x	x	x	x	
	自 家 用 乗 用 自 動 車 運 転 手	-	-	-	-	-	
	守 衛	13	56.1	426,354	90,694	335,660	
	用 務 員	5	43.8	294,388	14,064	280,324	

注 「x」は、調査実人員が1人の場合です。

第11表

職種別、学歴別及び企業規模別の初任給

職 種		学 歴	企業規模計 (100人以上)		500人以上		100人以上 500人未満		【参考】 50人以上 100人未満	
			調査実人員	平 均	調査実人員	平 均	調査実人員	平 均	調査実人員	平 均
事 務 ・ 技 術 関 係	新 卒 事 務 員	大 学 卒	人 710	円 248,135	人 577	円 250,886	人 133	円 239,252	人 7	円 237,179
		短 大 卒	39	209,392	30	208,418	9	212,898	4	234,403
		高 校 卒	96	193,416	54	198,404	42	188,575	5	198,392
	新 卒 技 術 者	大 学 卒	724	253,271	603	258,666	121	231,000	17	224,809
		短 大 卒	123	220,521	97	224,014	26	210,164	6	218,240
		高 校 卒	135	203,294	89	204,730	46	200,779	7	197,755
	新 卒 事 務 員 ・ 技 術 者 計	大 学 卒	1,434	250,801	1,180	255,026	254	235,366	24	228,023
		短 大 卒	162	217,731	127	219,969	35	210,776	10	224,379
		高 校 卒	231	199,480	143	202,659	88	195,072	12	198,029
そ の 他	新 卒 研 究 員	大学院修士 課 程 修 了	38	268,074	34	271,346	4	243,728	-	-
	準 新 卒 看 護 師	養 成 所 卒	28	236,346	22	236,031	6	237,500	-	-

- 注 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均したものです。
- 2 職種欄において「準新卒」とあるのは、令和6年度中に資格免許を取得し、令和7年4月までの間に採用された場合をいいます。
- 3 短大卒には高専卒も含まれます。
- 4 令和7年4月、県職員の事務・技術関係の新卒行政職員の初任給（地域手当12.45%を含む。）は、大学卒253,687円、短大卒236,819円、高校卒218,715円となっています。

第12表

初 任 給 の 改 定 状 況

学 歴		企 業 規 模	項 目	新規学卒者の 採用あり	初 任 給 の 改 定 状 況			新規学卒者の 採用なし
					増 額	据置き	減 額	
大 学 卒	規 模 計 (100 人 以 上)		%	%	%	%	%	
		52.5	(76.5)	(23.5)	-	47.5		
		500人以上	69.8	(80.4)	(19.6)	-	30.2	
		100人以上500人未満	47.4	(74.7)	(25.3)	-	52.6	
	【参考】							
	50人以上100人未満	34.2	(73.8)	(26.2)	-	65.8		
高 校 卒	規 模 計 (100 人 以 上)		15.0	(94.5)	(5.5)	-	85.0	
		500人以上	18.9	(100.0)	-	-	81.1	
		100人以上500人未満	13.8	(92.2)	(7.8)	-	86.2	
		【参考】						
		50人以上100人未満	20.4	(100.0)	-	-	79.6	

- 注 1 事務員と技術者のみを対象としたものです。
- 2 ()内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合です。

第13表 住 宅 手 当 の 支 給 状 況

支 給 の 有 無	割 合
支 給 す る	67.6%
支 給 し な い	32.4%
借家・借間居住者に対する住宅手当 月額最高支給額の上位階層	30,000円以上 31,000円未満

注 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計しました。

第14表 通 勤 手 当 の 支 給 状 況

その1 自動車使用者に対する通勤手当の支給状況

支給する	支 給 形 態				支給しない
	運賃相当額制	距離段階別 定額制	一律定額制	その他	
%	%	%	%	%	%
97.0	(35.5)	(47.6)	-	(17.0)	3.0

注 1 ()内は、自動車使用者に通勤手当を支給する事業所を100とした割合です。

2 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計しました(その2及びその3において同じです)。

その2 外部の駐車場を利用する自動車使用者に対する駐車場利用に係る通勤手当の支給状況

支給する	支 給 形 態				支給しない
	全額支給制	制限支給制	一律定額制	その他	
%	%	%	%	%	%
32.5	(34.4)	(33.4)	-	(32.2)	67.5

注 ()内は、外部の駐車場を利用する自動車使用者に駐車場利用に係る通勤手当を支給する事業所を100とした割合です。

その3 自動車使用者に対する距離段階別定額制における通勤手当の支給月額の状況

距 離 段 階 別 定 額 制 に お け る 支 給 月 額						
距離(片道)	5km	10km	20km	30km	40km	50km
支給月額	4,659円	8,234円	15,593円	23,186円	31,020円	38,515円
距離(片道)	60km	70km	80km	90km	100km	
支給月額	45,573円	57,517円	66,692円	74,969円	83,702円	

注 当該距離段階を設定している事業所を対象に集計した平均支給額です。

第15表

冬季賞与の考課査定分の配分状況

係 員		課 長 級		部 長 級（非 役 員）	
一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
%	%	%	%	%	%
54.0	46.0	46.1	53.9	44.8	55.2

注 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計しました。

第16表

定 年 制 の 状 況

定年制あり	定 年 年 齢		定年制なし
	60歳	61歳以上	
%	%	%	%
99.5	85.2	14.3	0.5

注 1 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合です。

2 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計しました。

(参 考)

職員と民間従業員の職務対応

職 員 の 職 務 の 級	民 間 従 業 員 の 職 務	
	企業規模500人以上	企業規模100人以上 500人未満
理 事 等（10級） 局 長 等（9級）	支店長、工場長、部長、部次長 （取締役兼任者を除く。）	
本 庁 の 部 長 等（8級） 本 庁 の 課 長 等（7級）	課長	支店長、工場長、部長、部次長 （取締役兼任者を除く。）
グ ル ー プ リ ー ダ ー 等（6級） 副 主 幹、副 技 幹 等（5級）	課長代理	課長
主 査 等（4級）	係長	課長代理
主任主事、主任技師等（3級）	主任	係長
高度の知識経験を必要とする主事、技師等（2級）	上級係員	主任
主 事、技 師 等（1級）	係員	上級係員、係員